

静岡市規則第40号

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 5 年 3 月 31 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年静岡市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条第 3 号中「次に掲げるもの」の次に「(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)」を加える。

第 9 条を第17条とする。

第 8 条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（適用除外）

第14条 条例第 7 条第 1 号に規定する規則で定める手続等は、次に掲げる事由が存する手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること。
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等であること。

(添付書面等の省略)

第15条 条例第8条に規定する規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第7条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条を第13条とする。

第6条中「情報通信利用条例」を「条例」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「作成等に係る」を「作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に改め、同条を第12条とする。

第5条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類により」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第4条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「同項に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機のうち」を削り、「係るもの」を「係る電子計算機」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當

と認められる部分がある場合)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条第1項中「情報通信技術利用条例」を「条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。

第2条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第15条関係)

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う個人番号カードに記録された

	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>
<p>3 商業登記法第12条第1項（他の法令に</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法により行</p>

において準用する場合を含む。) の印鑑の 証明書	う商業登記法第12条の2第1項及び第3項 の規定による証明及び当該証明により確認 される電子署名が行われた情報の市長等へ の提供
4 印鑑登録証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行 う個人番号カードに記録された電子署名等 に係る地方公共団体情報システム機構の認 証業務に関する法律第3条第1項に規定す る署名用電子証明書及び当該署名用電子証 明書により確認される同法第2条第1項に 規定する電子署名が行われた情報の市長等 への提供

附 則

この規則は、公布の日から施行する。